

届出制手数料変更届出書

① 2025 年 5 月 23 日

厚生労働大臣 殿

株式会社 廣起

(ふりがな) ひろき ゆういちろう

②届出者氏名 廣木 雄一郎
代表取締役

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③ 許可番号	27-ユ-304720
(ふりがな)	かぶしきがいしゃ こおき
④ 氏名又は名称	株式会社廣起
⑤ 所在地	〒550-0002 電話 090 (9624) 2176
	おおさかふ おおさかし にしく えどぼり
	大阪府大阪市西区江戸堀1丁目19番23号
	ながさきびる
	長崎ビル206
⑥ 適用開始・変更予定日	2025 年 5 月 26 日
⑦ 届出・変更届出内容	一般登録型手数料の成功報酬額・期間の定め有の紹介額・専門的な相談助言サービスの報酬額の変更
⑧ 備考	職業紹介責任者 廣木雄一郎 株式会社廣起 代表 090-9624-2176

受理

-7.5.26

大阪労働局

様式例第3号-1 【一般登録型】

手数料表
(一般登録型)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>1000円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理后、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>40%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>40%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>40%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 27-ユ-304720

事業所の名称及び所在地 株式会社廣起

大阪市西区江戸堀一丁目19番23号 長崎ビル206